

令和5年度 第1回
春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和5年8月22日 開催

目 次

【議題 1】 国民健康保険事業の状況について

1	被保険者等の状況	1
2	医療費の状況	3
3	保険税率等の状況	5
4	課税の状況	6
5	保険税の収納状況	8
6	特定健診等の実施状況	9
7	令和4年度国民健康保険特別会計決算見込	11
8	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給	13
9	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免	14

【議題 2】 保健事業実施計画の策定について

1	春日井市国民健康保険保健事業実施計画の概要（案）	別紙
---	--------------------------	----

【議題1】 国民健康保険事業の状況について

1 被保険者等の状況

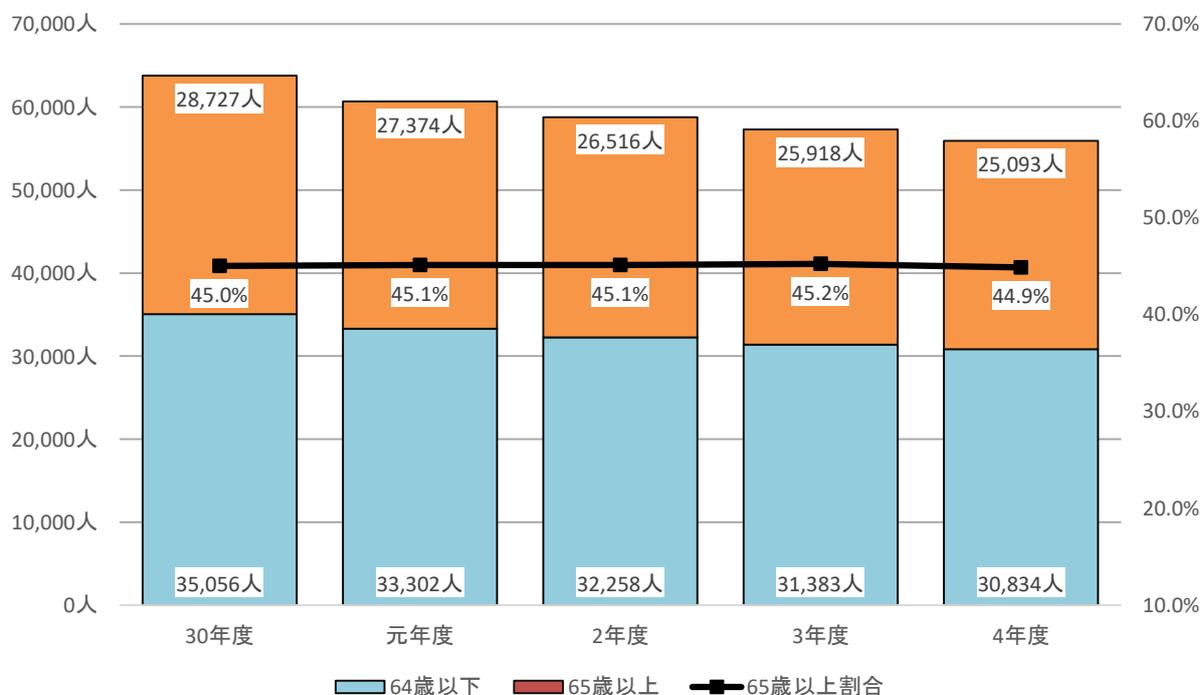
(1)被保険者数・世帯数

被保険者の全体数は年々減少している。一人当たりの医療費が高い65歳から74歳までの前期高齢者が全体に占める割合はほぼ横ばいであった。

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年3月末
平均世帯数 (件)	40,034	38,668	37,984	37,570	36,938	35,129
平均被保険者総数(人)	63,783	60,676	58,774	57,301	55,927	52,290
一般被保険者	63,492	60,633	58,774	57,301	55,927	52,290
うち前期高齢者	28,727	27,374	26,516	25,918	25,093	22,674
退職被保険者	291	43	0	0	0	0

※退職者医療制度は、高齢者医療制度創設に伴い平成26年度末に廃止されたが、26年度までに退職をした65歳未満の者を対象として制度を存続する経過措置がとられている。

被保険者数及び前期高齢者の割合



(2) 被保険者増減内訳

75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行する者が多く、被保険者減少の大きな要因となっている。平成30年度から社会保険離脱者が社会保険加入者より多くなっている。

(人)

増		転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他※	計
	30年度	2,230	8,495	148	272	5	2,297	13,447
	元年度	2,126	8,742	167	231	5	3,290	14,561
	2年度	2,037	8,550	175	212	5	2,078	13,057
	3年度	1,785	8,551	162	186	6	1,767	12,457
	4年度	1,854	8,399	136	141	3	1,954	12,487

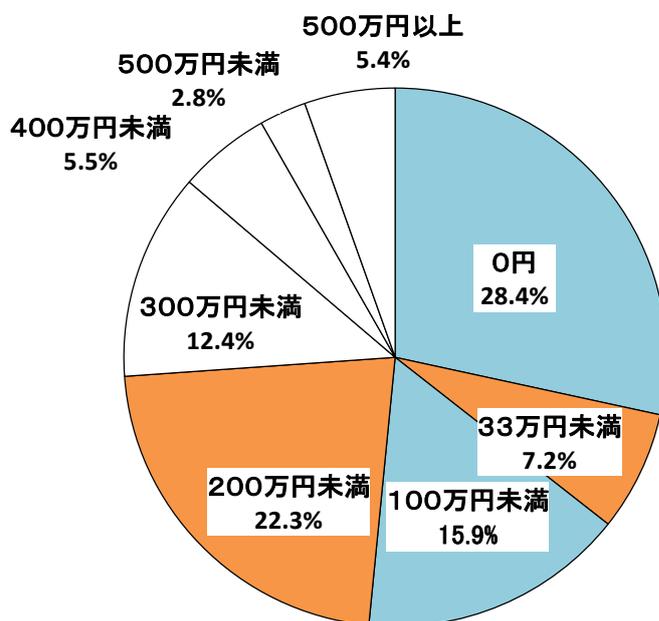
減		転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他※	計
	30年度	2,122	8,965	260	373	3,380	2,544	17,644
	元年度	2,003	8,048	254	364	3,439	3,596	17,704
	2年度	1,960	7,641	262	336	3,193	2,359	15,751
	3年度	1,808	6,907	264	365	2,461	2,007	13,812
	4年度	1,923	7,578	240	355	4,018	2,013	16,127

※ 住登外者や、遡っての資格喪失など他の事由にあてはまらないもの

(3) 加入世帯の所得

所得200万円以下の世帯が全体の約4分の3を占めている。

加入世帯の所得階層別割合(令和4年度)



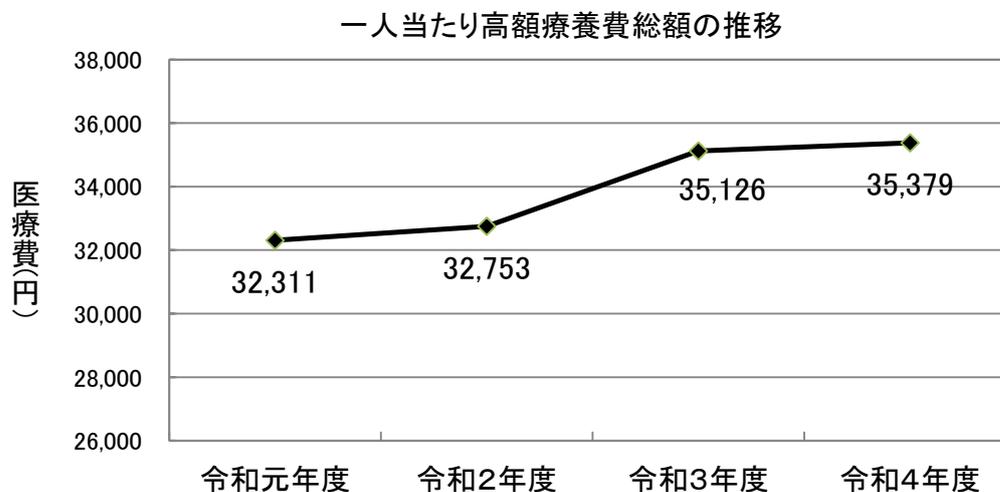
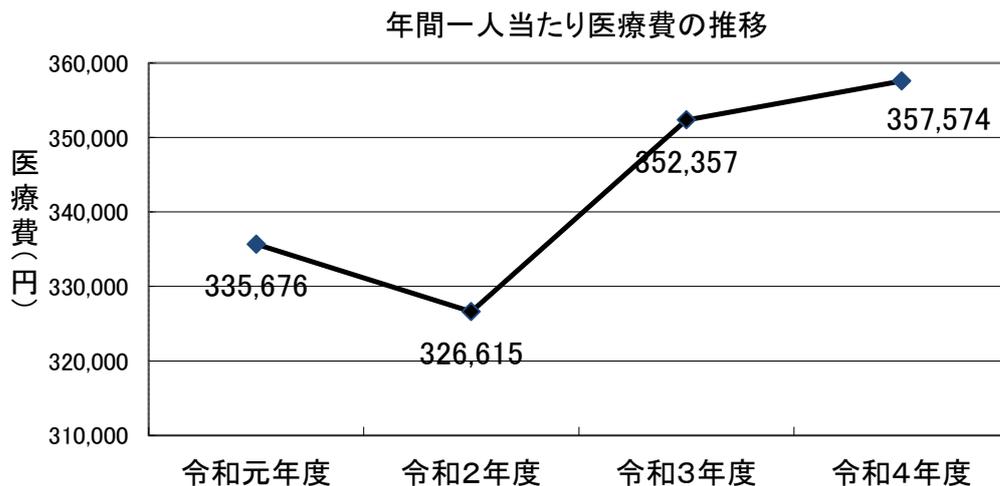
2 医療費の状況

(1) 医療費の推移

医療費の総額は被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの影響により年々減少傾向にあったが、令和3年度から増加に転じたものの、令和4年度は減少した。一方、一人当たりの高額療養費は、医療技術の高度化や被保険者の高齢化によって依然として増加傾向にある。

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	医療費	前年度比 (%)						
総医療費(百万円)	20,367	▲ 1.9	19,196	▲ 5.7	20,190	5.2	19,503	▲ 3.4
高額療養費総額(百万円)	1,960	0.2	1,925	▲ 1.8	2,013	4.6	1,930	▲ 4.1
1人当たり医療費(円)	335,676	3.2	326,615	▲ 2.7	352,357	7.9	357,574	1.5
1人当たり高額療養費(円)	32,311	5.3	32,753	1.4	35,126	7.2	35,379	0.7

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。

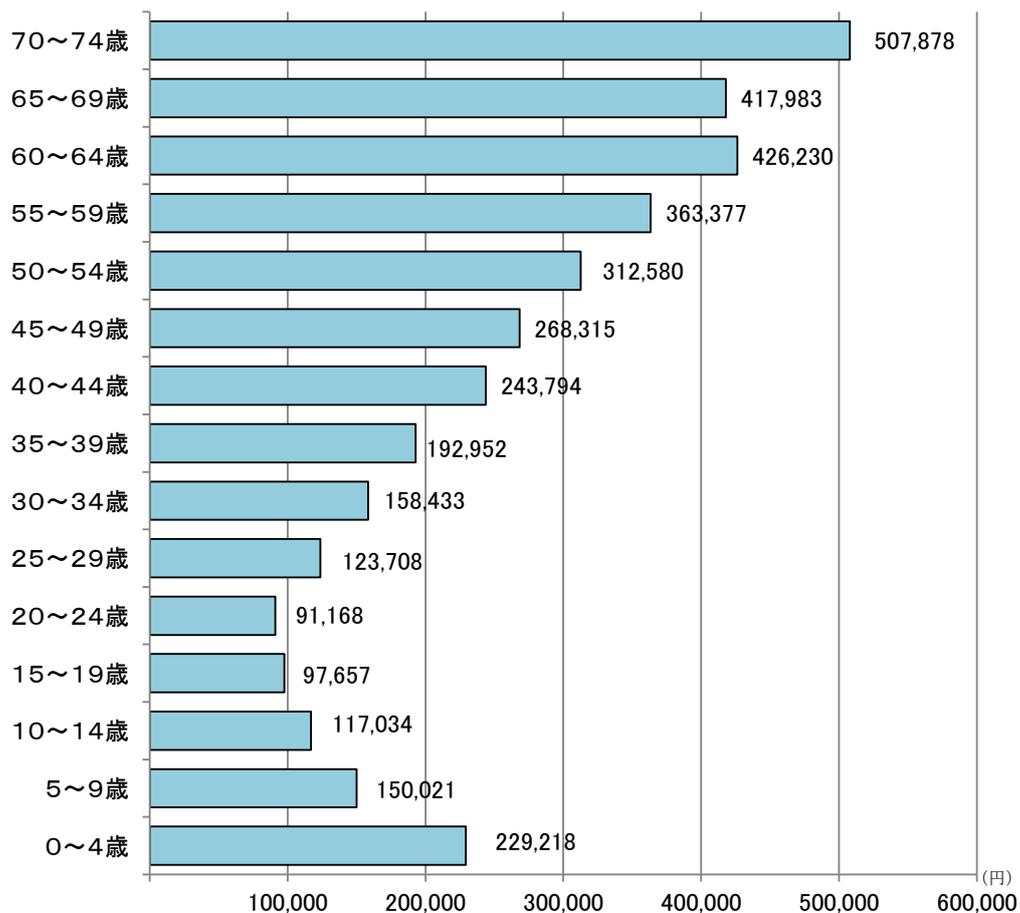


(2) 年齢階層別の医療費

一人当たり医療費は、0歳から20歳代前半までは徐々に減少し、20歳代後半から徐々に増加。50歳代後半で36万円、60歳代では40万円、70～74歳では50万円を超えている。

なお、一人当たりの医療費が最も高い70～74歳は、最も低い20～24歳に比べて約5.5倍の額となっている。

年齢階層別一人当たり医療費



3 保険税率等の状況

(1) 税率

令和5年度は税率については改定を行わず、医療保険分と後期高齢者支援分の課税限度額について地方税法の改正に伴い引き上げた。

年度		令和4年度	
区	分	税率等	改定時期
医療保険分	所得割	5.90%	令和3年度
	均等割	24,500円	平成25年度
	平等割	22,000円	平成30年度
	課税限度額	650,000円	令和5年度
後期高齢者支援分	所得割	2.00%	令和3年度
	均等割	9,900円	平成25年度
	平等割	9,000円	平成20年度
	課税限度額	200,000円	令和5年度
介護保険2号分(40～64歳)	所得割	1.50%	令和3年度
	均等割	9,700円	平成25年度
	平等割	6,000円	令和元年度
	課税限度額	170,000円	令和3年度

※均等割: 被保険者1人当たりの定額 平等割: 1世帯当たりの定額

(2) 減額

低所得者の負担軽減のため、次の条件を満たす世帯については、均等割及び平等割の減額が行われる。令和5年度は地方税法の改正に伴い条件を緩和した。

減額判定所得

区分	条件	改定時期
7割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下	令和3年度
5割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) +29万円×被保険者数 以下	令和5年度
2割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) +53.5万円×被保険者数 以下	令和5年度

※給与・年金所得者が0人の場合は括弧内を0として計算

未就学児均等割減額

区分	医療保険分	後期高齢者支援分
7割減額	3,675円	1,485円
5割減額	6,125円	2,475円
2割減額	9,800円	3,960円
軽減無し	12,250円	4,950円

4 課税の状況

令和5年度より賦課限度額を上げたことに伴い限度額超過額が減少している。被保険者の減少や軽減額の増加に伴い、調定額は減少している。

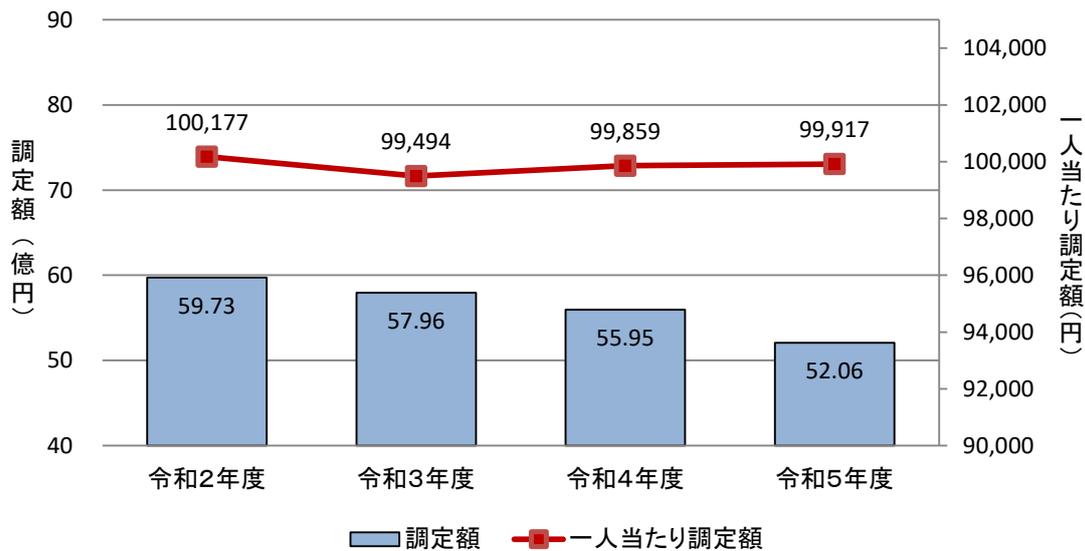
(1) 課税状況

(単位:千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
応能割	所得割額	3,979,223	4,044,123	4,007,501	3,687,117
	資産割額	178,756	—	—	—
応益割	均等割額	2,285,165	2,237,443	2,167,711	2,024,564
	平等割額	1,241,678	1,234,767	1,213,105	1,148,125
合計額		7,684,822	7,516,333	7,388,317	6,859,806
限度額超過額		546,590	521,345	532,261	437,463
低所得者減額		840,585	844,579	834,841	789,857
その他減額		324,706	354,479	426,323	426,285
調定額(6月1日現在)		5,972,941	5,795,931	5,594,891	5,206,200
1人当たり調定額(円)		100,177	99,494	99,859	99,917

※「所得割」欄から「平等割」欄は、特定世帯に対する減額を反映済。
「その他減額」欄は、月割減額・失業者軽減額・未就学児減額等。

調定額の推移



(2) 限度額超過世帯数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
限度額	96万円	99万円	99万円	102万円
限度額超過世帯数	1,496世帯	1,306世帯	1,351世帯	1,173世帯
限度額超過世帯割合	3.9%	3.5%	3.7%	3.3%
世帯数(4月1日)	37,952	37,671	36,938	35,129

※限度額は医療保険分、後期支援分、介護保険分の合計額

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分のいずれかを超過した世帯数

(3) 減額世帯数

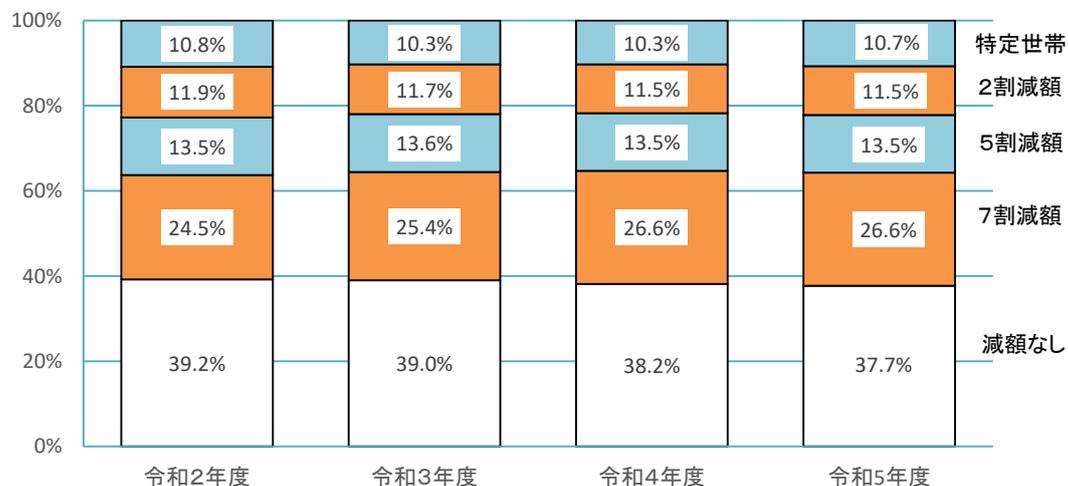
被保険者数の減少に伴い減額世帯数は減少しているが、減額対象の基準の改正や、後期高齢者医療制度へ移行する被保の増加に伴う特定世帯の増加により、減額世帯の割合が増加している。令和5年度では約58%の世帯が減額対象となっている。

(単位:件)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7割減額世帯	9,304	9,576	9,810	9,343
5割減額世帯	5,123	5,135	4,978	4,746
2割減額世帯	4,534	4,394	4,244	4,026
計	18,961	19,105	19,032	18,115
特定世帯 ※	4,110	3,880	3,803	3,773
合計	23,071	22,985	22,835	21,888

※ 国保から後期高齢者医療に移行した者(特定同一世帯所属者)と同じ世帯で、国保被保険者が1人の世帯。医療分と後期高齢者医療に係る平等割が5年間半額となる。

減額世帯の割合



5 保険税の収納状況

令和4年度の現年課税分については、被保険者の減少の影響により、調定額は3.6%の減少となった。収納率は毎年微増であるが増加している結果となった。

滞納繰越分については、収納率は前年度に比べて2.14ポイント増加した。調定額は、早期の滞納処分実施などにより累積した滞納の整理を進め減少しており、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全収納率も増加を維持することとなった。

(単位:千円)

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
現年課税分	調 定 額	6,458,653	6,240,359	6,045,675	5,835,974	5,623,542
	収 納 額	6,010,238	5,807,547	5,650,450	5,457,191	5,243,852
	不納欠損額	0	79	0	7	0
	収 納 率	93.06%	93.06%	93.46%	93.51%	93.25%
滞納繰越分	調 定 額	2,166,172	1,942,590	1,689,264	1,510,229	1,444,012
	収 納 額	338,565	341,680	252,145	210,723	232,380
	不納欠損額	318,157	329,242	314,198	209,718	218,675
	収 納 率	15.63%	17.59%	14.93%	13.95%	16.09%
全収納率		73.61%	75.15%	76.31%	77.15%	77.48%

6 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、40歳から74歳までの方を対象に、特定健康診査、特定保健指導を実施している。

特定健康診査等実施計画(第3期)、データヘルス計画(第2期)については、令和5年度末をもって、計画期間が満了することから、次期計画の策定を進めていく。

(1)実施目標〔「春日井市特定健康診査等実施計画(第3期)」(平成30年3月策定)より〕

項目	年度					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診目標実施率	38.0%	41.0%	43.0%	45.0%	48.0%	50.0%
特定保健指導目標実施率	24.0%	27.0%	30.0%	33.0%	36.0%	40.0%

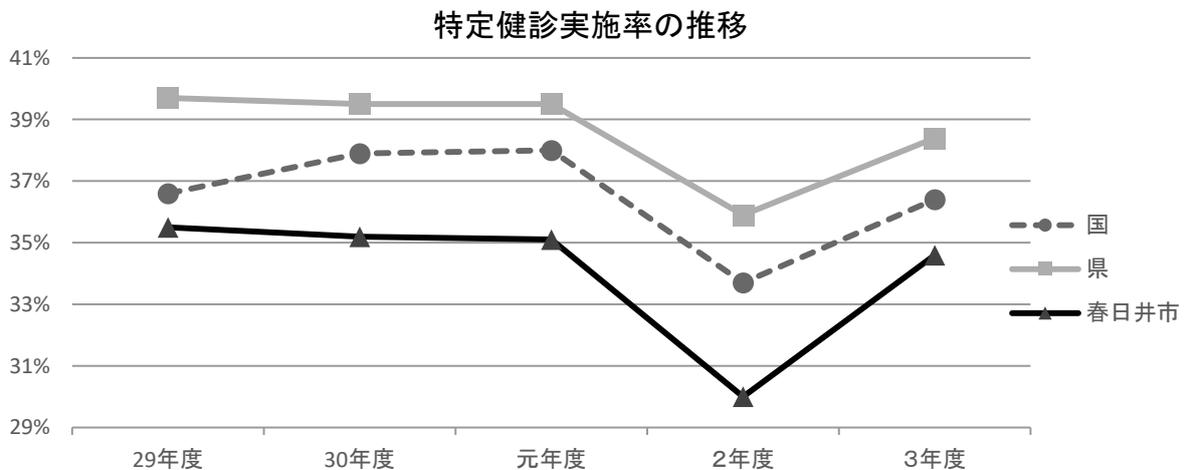
(2)受診状況

〔市町村国保特定健康診査〕(法定報告ベース)

項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度見込	前年度比
春日井市	対象者数①	44,856人	42,649人	41,066人	40,222人	38,976人	36,675人 ▲5.9%
	受診者数②	15,939人	15,010人	14,431人	12,068人	13,487人	12,557人 ▲6.9%
	実施率③	35.5%	35.2%	35.1%	30.0%	34.6%	34.2% ▲0.4%
愛知県市町村国保の実施率	39.7%	39.7%	39.5%	35.9%	38.4%		
国の実施率	37.2%	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%		
春日井市の目標実施率	50%	38%	41%	43%	45%	48%	

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方

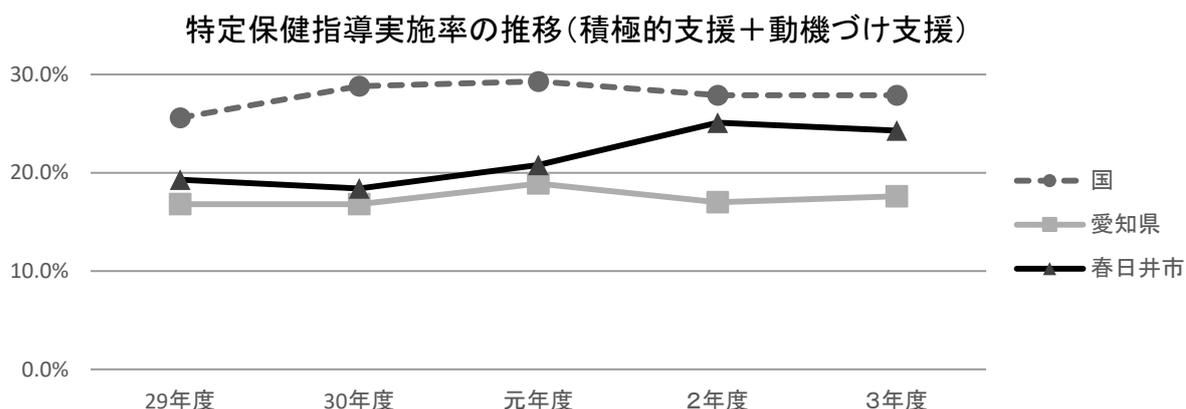
※ 実施率③の算出方法は、(②÷①)×100



〔市町村国保特定保健指導〕（法定報告ベース）

項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度見込	前年度比
春日井市	対象者数							
	積極的支援④	373人	381人	369人	306人	401人	359人	▲ 10.5%
	動機付支援⑤	1,357人	1,305人	1,200人	999人	1,185人	1,061人	▲ 10.5%
	合計⑥(④+⑤)	1,730人	1,686人	1,569人	1,305人	1,586人	1,420人	▲ 10.5%
	保健指導利用者数⑦	319人	351人	394人	317人	303人	232人	▲ 23.4%
実施率⑧	18.4%	20.8%	25.1%	24.3%	19.1%	16.3%	▲ 2.8%	
愛知県市町村国保の実施率		16.8%	19.0%	18.9%	17.0%	17.6%		
国の実施率		25.6%	28.8%	29.3%	27.9%	27.9%		
春日井市の目標実施率		40%	24%	27%	30%	33%	36%	

※ 実施率⑧の算出方法は、(⑦÷⑥)×100



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者

※ 「保健指導利用者数」は、国保に継続加入している保健指導利用者

(3) 受診率向上対策

年度	実施内容
平成25年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問開始
平成26年度	特定健診未受診者への架電による受診勧奨及び未受診理由聞き取り実施
平成27年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問（継続）
平成28年度	特定健診未受診者の年代を考慮した勧奨はがきを郵送
平成29年度	特定健診未受診者へのアンケート調査を実施
平成30年度	JR春日井駅のデジタルサイネージを利用した受診勧奨開始
令和元年度	保険医療年金課窓口でのDVD等を活用した啓発を実施
令和2年度	図書館実施のさぼてん！（他課事業PRサポート展示）を活用した啓発を実施
令和3年度	特定健診未受診者対策としてAIを活用した受診勧奨を実施
令和4年度	庁舎EVのデジタルサイネージや公用車に貼るマグネットを利用した受診勧奨開始

7 令和4年度国民健康保険特別会計決算見込

(1) 歳入

(単位:千円)

科 目	3年度決算	4年度決算見込	増減額	前年度比
1 国民健康保険税	5,667,913	5,476,231	▲ 191,682	▲ 3.4 %
2 国庫支出金	16,649	0	▲ 16,649	皆減
3 県支出金	17,574,458	16,866,924	▲ 707,534	▲ 4.0 %
普通交付金	17,084,603	16,414,399	▲ 670,204	▲ 3.9 %
特別交付金	489,855	452,525	▲ 37,330	▲ 7.6 %
4 繰入金	2,207,818	2,209,528	1,710	0.1 %
保険基盤安定繰入金	1,357,435	1,343,824	▲ 13,611	▲ 1.0 %
事務費等繰入金	54,078	71,013	16,935	31.3 %
出産育児一時金	50,974	38,721	▲ 12,253	▲ 24.0 %
財政安定化支援事業	71,225	68,680	▲ 2,545	▲ 3.6 %
その他繰入金	674,106	638,352	▲ 35,754	▲ 5.3 %
未就学児均等割軽減分		14,798	14,798	皆増
基金繰入金		34,139	34,139	皆増
5 財産収入	144	151	7	4.9 %
6 諸収入	48,112	48,549	437	0.9 %
7 繰越金	354,070	384,294	30,224	8.5 %
合 計	25,869,164	24,985,676	▲ 883,488	▲ 3.4 %

※端数処理のため、歳入歳出とも小計・合計・実質収支額は一致しない

1. 国民健康保険税

被保険者数の減少に伴って減少した。

2. 国庫支出金

コロナウイルス減免に対する交付金が県支出金として交付されており、皆減した。

3. 県支出金

普通交付金は保険給付の財源として県から交付される。保険給付費の減に伴い減少した。特別交付金は交付基準が毎年度見直される。今年度は被保険者数の減少に伴い保険者の経営努力に応じて支給される努力支援制度や県繰入金などが減額になっている。

4. 繰入金

全体的に減少。保険証の一斉更新で事務費繰入金が増加。未就学児均等割額軽減が開始されたことに伴い、繰入金が新たに発生。決算見込みで不足が見込まれたため基金から繰入を行った。

5. 財産収入

基金残高に対して発生した利息。

6. 諸収入

返還された医療給付費や第三者納付金などの収入があった場合に計上される。

7. 繰越金

前年度の収支差額が繰り越されるもの。令和3年度に比べ令和4年度は増加した。

(2) 歳出

(単位:千円)

科 目	3年度決算	4年度決算見込	増減額	前年度比
1 総務費	72,452	89,462	17,010	23.5 %
2 保険給付費	17,191,581	16,566,056	▲ 625,525	▲ 3.6 %
療養給付費等	15,080,840	14,556,992	▲ 523,848	▲ 3.5 %
高額療養費	2,017,980	1,934,583	▲ 83,397	▲ 4.1 %
出産育児一時金	76,461	58,081	▲ 18,380	▲ 24.0 %
葬祭費	16,300	16,400	100	0.6 %
3 国民健康保険事業費納付金	7,615,240	7,711,529	96,289	1.3 %
4 保健事業費	203,954	198,338	▲ 5,616	▲ 2.8 %
5 基金積立金	354,215	384,446	30,231	8.5 %
6 諸支出金	47,429	35,846	▲ 11,583	▲ 24.4 %
合 計	25,484,871	24,985,676	▲ 499,195	▲ 2.0 %

実質収支額	384,294	0	▲ 384,294
-------	---------	---	-----------

※34,139千円を基金から繰入れたため収支均衡となったが、実際には歳入不足となっている

1. 総務費

保険証の一斉更新を行う年度のため、印刷製本費、郵送料などが増加した。

2. 保険給付費

被保険者数の減少に伴って、保険給付額が減少した。

3. 国民健康保険事業費納付金

愛知県によって過去の状況から推計して算定される。被保険者数は減少したものの、一人当たりの医療給付費が増加したことなどから、納付金は増加した。

4. 保健事業費

被保険者数の減少に伴い、特定健診や特定保健指導の委託料等が減少となった。

5. 基金積立金

基金の運用益と前年度繰越金を積み立てる。前年度繰越金が増加した。

6. 諸支出金

主に遡って課税更正をした場合の還付金や、交付金の精算で返還が生じた場合に支出される。

8 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給

(1) 傷病手当金の現状

傷病手当金は、国民健康保険制度においては、条例や規則の定めるところにより支給することができるが、被保険者の就業形態が多様であること、未就業者も多いこと、また財政的な理由などから春日井市では実施されていなかった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国が国の定める基準に応じて傷病手当金を支給する場合は、財政支援の対象となつたことを受け、令和2年度より支給していたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行したことに伴い、国からの財政支援が終了したため、支給対象者を令和5年5月7日までに罹患した被保険者とし、傷病手当金制度を終了した。

(2) 傷病手当金の支給対象

対象者	国保加入者の被用者(給与収入のある人)で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるもので療養のために労務に服することができなくなったもの。
支給要件	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。
支給額	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 3分の2 × 日数
適用期間	令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様に最長1年6月まで。

(3) 春日井市国民健康保険条例及び規則改正の沿革

	沿革	内容
条例改正	令和2年7月7日 条例第28号	新設(適用開始日令和2年1月1日)
規則改正	令和2年7月7日 規則第47号	適用期間終期令和2年9月30日
規則改正	令和2年9月28日 規則第53号	適用期間終期令和2年12月31日に変更
規則改正	令和2年12月22日 規則第63号	適用期間終期令和3年3月31日に変更
規則改正	令和3年3月19日 規則第10号	適用期間終期令和3年6月30日に変更
規則改正	令和3年6月4日 規則第25号	適用期間終期令和3年9月30日に変更
規則改正	令和3年9月29日 規則第40号	適用期間終期令和3年12月31日に変更
規則改正	令和3年12月21日 規則第54号	適用期間終期令和4年3月31日に変更
規則改正	令和4年3月30日 規則第18号	適用期間終期令和4年6月30日に変更
規則改正	令和4年6月8日 規則第29号	適用期間終期令和4年9月30日に変更
規則改正	令和4年9月30日 規則第40号	適用期間終期令和4年12月31日に変更
規則改正	令和4年12月22日 規則第59号	適用期間終期令和5年3月31日に変更
規則改正	令和5年3月30日 規則第8号	適用期間終期令和5年5月7日に変更

(4) 傷病手当金の支給実績

令和4年度実績

件数	支給額
215件	6,966,267 円

9 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免

(1) 減免状況

国民健康保険においては、「特別な理由がある被保険者に対し、市町村はその判断により国民健康保険税の減免を行うことができる」とされており、当市では春日井市国民健康保険税の減免に関する規則に定められ実施している。

令和3年度に新型コロナウイルス感染症に係る減免について、国の全額財政支援を受け、市長が特に必要と認める場合として国の提示した条件による減免を行った。

令和4年度も国から新型コロナウイルス感染症に係る減免に対する通知があり、国の取扱いに基づき補助率4割、6割、10割のいずれかの割合で財政支援を受けられることとなった。それを受けて国が提示した令和3年度と同様の条件で減免措置を実施することとした。

令和5年度については、国の財政支援が終了することに伴い国の通知に基づき令和4年度課税分に対する減免申請を令和5年6月30日までとし、減免措置を終了した。

減免実績

	件数	減免額
令和3年度	212件	33,800,800円
令和4年度	81件	13,563,300円

(2) 減免の対象と基準

対象者	<p>①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる次の1～3までの全てに該当する世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。 2 前年の総所得金額が1,000万円以下であること。 3 減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 															
減免額計算式	<p>保険税減免額 = 対象保険税額 × 免除の割合</p> <p>対象保険税額 = A × B / C</p> <p>A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B: 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p> <p>免除の割合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">前年の合計所得金額</td> <td style="width: 40%;">300万円以下であるとき</td> <td style="width: 30%;">全部</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>400万円以下であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>550万円以下であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>750万円以下であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>1,000万円以下であるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </table>	前年の合計所得金額	300万円以下であるとき	全部	前年の合計所得金額	400万円以下であるとき	10分の8	前年の合計所得金額	550万円以下であるとき	10分の6	前年の合計所得金額	750万円以下であるとき	10分の4	前年の合計所得金額	1,000万円以下であるとき	10分の2
前年の合計所得金額	300万円以下であるとき	全部														
前年の合計所得金額	400万円以下であるとき	10分の8														
前年の合計所得金額	550万円以下であるとき	10分の6														
前年の合計所得金額	750万円以下であるとき	10分の4														
前年の合計所得金額	1,000万円以下であるとき	10分の2														